

目次

I いじめ防止等の対策のための基本的な方針

- 1 はじめに
- 2 いじめ防止等に関する基本的な考え
 - (1) いじめの未然防止
 - (2) いじめの早期発見・早期解決
 - (3) いじめへの対処
 - (4) 関係機関との連携
- 3 いじめ問題の理解
 - (1) いじめをとらえる視点
 - (2) いじめの様態
 - (3) いじめの認知
 - (4) いじめの背景と生徒の気持ち

II いじめ防止等のための取り組み

- 1 「いじめ問題対策委員会」の位置づけ
- 2 いじめ防止等の取り組み
 - (1) いじめの未然防止・早期発見の取り組み
 - (2) いじめが起きた時の対応
 - (3) ネット上のいじめへの対応
 - (4) 関係機関との連記
 - (5) 重大事態発生時の対応
 - (6) いじめ防止等の取り組みの年間計画

長野吉田高等学校戸隠分校 いじめ防止等に関わる基本方針

平成 26 年 5 月 13 日制定

I いじめ防止等の対策のための基本的な方針

1 はじめに

戸隠分校は、小中学校時代に不登校を経験した生徒や辛い経験を持つ生徒に加え、学習障がい等なんらかの障がいを持つ生徒が多く在籍する学校である。学校での学びの経験が少なく、人との関わりを避ける傾向にあった生徒たちが、同じ年代の仲間と人間関係を築いていく過程で少なからずトラブルが発生する現状がある。本校においては、そんな現状の中、全ての生徒が「安心して安全な学校生活」が送れることを目標としており、特に「暴力」と「いじめ」に関しては学校全体の共通認識のもとに「絶対に許さない」姿勢を貫いていくことを目標とする。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え

(1) いじめの未然防止

同年代の生徒同士の関わりが少なかった生徒たちにとって、同じ教室で生徒同士が関わり合いながらたくさんの活動をするのは過度のストレスがかかる要因でもある。自分の行動が相手からどう見られているのかも大変気になってしまうのに加えて、少人数ならではの「その仲間間で関係が築けなかった」時の逃げ場所が無いのも実態である。気の合わない相手とも一緒に過ごさなければいけない中、自分に対して向けられた発言でなくても「悪口」に聞こえてしまう敏感な生徒も多い。そうした中、トラブルがいじめへと発展してしまわないよう、次のような姿勢で指導する必要がある。

① 教師側の態度にも敏感に反応する生徒たちである。「あの先生はいいと言った、あの先生は駄目と言った、あの子には良くて、自分は怒られた、だからあいつは気に入らない」等の感情を抱かせる原因が教師側から作られることもある。指導については職員の共通認識のもと、不公平感を感じさせる指導はあってはならない。

② 生徒の特性の理解

障害からくる生徒の特性、行動の特徴等を、職員が共通認識を持つ。

ア 人間関係を構築する能力を養う

全ての人が、自分と同じ考えではないことを理解し、他人を認める姿勢を養う。

イ いじめが起こらない集団づくり

クラス担任を初めとし、職員全体で生徒たちの集団づくりを応援し、生徒たちの行動や心の変化等を見逃さない職員集団づくりにも心がける。

(2) いじめの早期発見・早期解決

生徒の変化にいち早く気付くことで問題の深刻化を防ぐことができる。職員の毎日の朝の連絡会や、関わってくださるたくさんの方の目、保護者の気付きを学校へ連絡いただくことが大切になる。ささいな兆候も見逃さず、また連絡を受けた教員や担任が一人で悩むことのないよう、職員会の連携と話し合える雰囲気作りも重要になる。

早期発見・解決のために、学校は定期的なアンケートに実施や個人面談等を通じ、心の叫びを吸いあげる体制づくりも重要となる

- ・ 日頃と違う表情（視線に注目）をしていませんか。
- ・ 理由のはっきりしない遅刻や欠席がありませんか。
- ・ 落ち着きがない、おどおどしている等の様子はありませんか。
- ・ クラス全体に無気力感が漂っていませんか。
- ・ 一部の生徒を中心に小集団化して、相互の対立や享樂的な雰囲気はありませんか。
- ・ 素直に自分を表現していますか。
- ・ グループ等設定時にいつも最後まで残っている生徒はいませんか。
- ・ 友達からの挨拶や言葉かけが少ない生徒はいませんか。
- ・ 行動を共にする友達に異常なほど気遣いをしていませんか。
- ・ 特定の生徒が失敗した時、やじられたり、笑われたりしていませんか。

(3) いじめへの対処

いじめにつながる可能性のある事案や、情報を受けたり行為を発見した際は速やかに組織として対応する。また、いじめを把握した場合の対応については、普段から職員の共通理解を図り、組織的な対応のための体制整備をはかる。

いじめがあると確認された場合は、いじめを完全に止めるとともに、受けた生徒と情報提供してくれた生徒がいた場合にはその生徒の安全を確保する。またいじめに関わってしまった生徒に対しての事情や経緯の確認のうえで適切に指導する。家庭への連絡も早急に行い、教育委員会・関係機関等と相談しながら双方が安心して登校できる体制づくりを検討していく。

(4) 関係機関との連携

① 地域の方との関わりを通じ、世の中を知る

学校では許されても社会では許されない厳しい現実や、人との関わりで世の中が成り立っている現状を知り、社会帰属意識を養いながら、自己肯定感と相手を思いやる姿勢を養う。

② 家庭との協力、連携

生徒の家庭環境を理解し、家庭との協力関係を築く。

③ その他機関との連携

SSTの実施、SC面談、障害者職業支援センター、若者サポートステーション等の圏域機関や信州大学大学院臨床心理学専攻の教育実習生に協力をいただきながら、生徒の障害や特性の理解と、その特性同士から生まれる「集団の特性」を理解し、円滑な学校運営が行えるよう職員の研修も行っていく。

3 いじめ問題の理解

(1) いじめをとらえる視点

生徒間トラブルが、職員の個人的判断による「いじめ」でも「いじめ」でなくても、その人間関係修復に向けた指導が教員としての役割と考える。軽微なものも含めて、頻度やダメージの大きさに関わらず、「いじめられた」生徒の心情を重視して取り組むこととする。

(2) いじめの様態

本校でおこりうる「いじめ」ととらえられる様態

- ・冷やかし、からかい、悪口、嫌なことを言われる。
- ・冷やかし、からかい、悪口、嫌なことを陰で言われている気がする。
- ・仲間外れ、集団による無視をされる。
- ・仲間外れ、集団による無視をされているような気がする。
- ・じゃれ合いの発展から、遊び感覚の延長で叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品を要求されたり、「貸して」といわれ返してもらえないことが続く。
- ・嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことを強要される。
- ・インターネット、SNS等で、誹謗中傷をされる
- ・インターネット、SNS等で、自分の知らないところで悪口を書かれている気がする。

本校の特徴として、年齢が進むにつれ、生徒の精神的成長の差が大きく現れ、同じクラスに在籍していても精神的年齢が大きくかけ離れ、話が合わない等の擦れ違いからトラブルを生むケースがある。決して「いじめている」感情がなくとも、「いじめられた」と強く感じたり疎外感を持つ生徒があり、双方が少ない人数の中で、我慢しながらも築いていかなければならない関係性もあることを理解させ、お互いを理解し合う大切さを指導することが重要になる。また、「いじめられているはずだ」という強い被害意識を持つ生徒もおり、「いじめか いじめでないか」の判断ではなく、双方の人間関係の修復を指導していく事例も多くなっている。

(3) いじめの認知

毎日の朝会、職員会において生徒の様子を毎回報告しその日の状況を全職員で周知する。担任が不在でも全職員がその生徒の個々の状況に応じ対応できるようにすることも重要となる。個々の行為がいじめにあたるか否かの判断を表面的・形式的に行うのではなく、いじめられていると感じる生徒の立場となって全職員で修復に向けた取り組みを行うこととする。

- ① 本人が言い出せない場合も多々あるので表情や様子をきめ細かく観察し、行為の起こったときの、本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- ② 行為の対象となった生徒本人が心身の苦痛を感じていない場合についても加害行為を行った生徒に対して適切に指導する。
- ③ 行為を行った生徒に悪意は無かった場合でも、「被害を受けた」感覚を持つ生徒がいる現状をしっかりと認識させる等の指導を行う。
- ④ いわゆる被害者と加害者とされる生徒同士に認識の違いがある場合も、事実をしっかりと確認し、いじめにつながった具体的な行為と気持ちを結び付けて考え、客観的視点から指導することも重要になる。

(4) いじめの背景と生徒の気持ち

本校での事例として、人間関係を築くことのつまずきや経験の不足等から、「仲間に入れない」ことへの不安が先行し学校へ来れない状態になってしまう生徒も多い。自分のことでない、あくまでも関係ない事柄についての周りの会話が、自分のことのように感じてしまうケースも多々ある。人間関係の構築のための SST や、相手の立場に立って思いやる言動や、自分でトラブルを回避していく能力をつける指導も加えながら、「誰かが何かをしてくれるのを待つ」のではなく、解決の糸口を見いだせる力も養いたい。また、上記のように、「いじめ」の認識が全くない場合でも、悲しい思いをする人がいるという現状を作ってしまった周りの体制も指導し、大人は注意を払いながら観察していく必要もある。

① いじめの背景

ア こどもを持つ世帯の減少や、近所付き合いが減り、地域全体で子供の成長を見守ろうとする活動が定着しない。子どもが地域での活動に参加する機会が減少し、近所の異年齢の子供たちとの触れ合いも減り、社会性や協調性が育ちにくい。

イ 家庭においては心のふれあいの時間が減少したり、インターネットを主流とする社会現象から会話によるコミュニケーションが成立しなくなっている。基本的な生活習慣やしつけ、道徳心がなかなか身につかず、相手を思いやる気持ちや「いじめは絶対に許されない」という規範意識が育ちにくい。

ウ インターネット社会が引き起こす弊害として、相互間のコミュニケーション能力や信頼関係が築けなくなっている。また、授業をはじめとする教育活動においても点数をとることだけの教育に偏りがちで、満足感・達成感を得られる体験的学習

が減少し、お互いを気遣う体験が積めない。

② いじめの構造

いじめは力の優位の乱用であり、その時だけでなく繰り返して継続される。また意識的かつ集会的におこなわれる要素もあり、いじめられる生徒にとっては他者との関係を打ち切られ絶望的な心理に追い込まれることもある。

いじめには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいる。いじめる側といじめられる側という二者だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てる存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っている。

いじめの多くが活動を同じくする集団（学級・クラブなど）の生徒同士で発生することを考えると学校ではその集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成され、傍観者のなかからいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような集団経営を行うことが欠かせない。

③ いじめる生徒の気持ち

「観衆」や「傍観者」を含んだいじめる側の生徒の中には、不安・葛藤・劣等感・欲求不満などの感情が潜んでいることが少なくない。いじめの衝動を発生させる原因として

- ア 過度のストレスを集団内の弱いものへの攻撃によって解消しようとする感情
- イ 集団内の異質な者への嫌悪感情や排除意識
- ウ ねたみや嫉妬感情
- エ 遊び感覚やふざけ意識
- オ いじめの被害者となることへの回避感情

があげられる

II いじめ防止等のための取り組み

1 「いじめ問題対策委員会」の位置づけ

学校生活支援委員会（職員全員）内で組織運営する。

被害生徒への聞き取り・・・生徒指導係主任

加害生徒への聞き取り・・・生徒指導係、残りの全職員

被害生徒、加害生徒の保護者への指導・連絡・・・生徒指導係主事、教頭

関係機関との連携・・・スクールカウンセラー、信州大学准教授：鈴木先生

長野圏域の方々（ウィズ、若者サポートステーションほか）

2 いじめ防止等の取り組み

(1) いじめの未然防止・早期発見の取り組み

① いじめの未然防止の取り組み

ア いじめの起きにくい学校、学級づくり

学校教育全体を通し、道徳教育や読書・体験活動の充実、コミュニケーション能力の育成を図る。

(ア) 授業中の生徒指導の充実

- ・ 数多い体験的な学習を通じ、「自己存在感」・「共感的人間関係」・「自己決定の場面」をキーワードに授業作りを行い、生徒が主体的にかかわり、安心して自分の考えや意見を出せるようにする。
- ・ 三観点（ねらい・めりはり・見とどけ）を重視した「わかる授業」を展開し、確実な学習内容の定着を心がける。
- ・ グループ学習等学習形態を多様に工夫し、学び合いの環境を整え、生徒が互いの力を合わせて成し遂げる体験を味わえるようにする。
- ・ 規律のある学習環境づくりを行い、すべての生徒が安心して学習できるようにする。
- ・ わかる授業を展開するとともに、一人一人が活躍できる場づくりを進める。

(イ) 道徳

- ・ 人権週間、社会へ出るためのマナー講座、ケータイ安全教室等を通じ、人と関わり合う大切さや難しさをあらためて考える機会とする。
- ・ 思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正公平・よりよい社会の実現などの内容項目を扱う場面で、生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けられるようにする。
- ・ 被害者も加害者も、また保護者もいかに辛い思いをするかを「命の尊厳」と合わせ、生徒に訴える。

(ウ) 学級活動

- ・ 人間関係を築く中で必ず生まれるトラブル等に、適切に対応できる自己能力や社会へ出てからの人間関係の築きかた等、進路指導に絡めホームルーム活動で取り扱っていく。
- ・ 学級内のコミュニケーションを活性化させる話し合い等の活動を計画的に設定し、相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるようにする。
- ・ 文化祭に向けての取り組みや学級レクなど、生徒が気持ちを一つにして取り組むことによって仲間との協力の大切さに気づき、達成感を味わえるような活動を取り入れる。

(エ) 行事

- ・ 総合的な学習の時間や、体験的行事など生徒が挑戦することで、自己肯定感や達成感、感動、人間関係の深化が得られる行事を計画し、生徒が主体的に取り組めるように支援する。

- ・ 異学年交流や、地域と連携した行事等を通して、多様な価値観を認め合ったり、自分に自信を持ったり、生き方にあこがれをもったりできるようにする。
- イ 「いじめは絶対に許さない」姿勢の周知
- ・ 年度当初に学校要覧や学校便り等で「いじめは絶対に許さない」学校の姿勢や、いじめ防止等に関する学校の考え、取組等を保護者や地域に発信するとともに、全校集会やPTAの会合等を活用して周知を図る。
 - ・ 人権教育週間を年間計画に位置づけ、授業参観やPTAを開催し、保護者とともに、いじめ問題への取組みを考え合う機会をもつ。
 - ・ 生徒や保護者向けに情報モラル研修を行う。
- ウ 生徒の主体的活動の活用
- ・ 生徒による自他の人権を守り、大切にしようとする活動や、自尊感情を高め、コミュニケーション能力をはじめとする人間関係形成能力を育てる活動への支援を行う。
 - ・ 主体的に参加し、よりよい学校生活にするために、生徒自身が発案し、協力して成し遂げるよろこびを体得できるよう支援する。
 - ・ 生徒が、自分たちの問題として、いじめの未然防止や問題解決に取り組めるように、自発的・自治的活動を促す。
- エ 職員の資質の向上
- ・ いじめの未然防止や情報モラルに関する校内研修会を行う。(スクールカウンセラー、信州大学准教授 鈴木先生、ハローワーク・障害者職業支援センター等の方々による、「発達障害を持った生徒の理解」を題材とした研修会を含む)
 - ・ 授業の規律を生徒に周知するとともに、生徒の思いや考えを受容し、安心して学習できる教室づくりを行う。
 - ・ 教師自身が人権感覚をもって生徒と接する。
 - ・ 一人一公開授業を全職員実施し、生徒指導の視点から授業をふりかえる機会をもつ。
- ② いじめの早期発見の取組
- ア 日常活動を通じた早期発見
- ・ 教師が生徒とともに過ごす時間を確保し、生徒の表情を観察したり、声がけをしたりする。
 - ・ 学級日誌の記載や、学校生活アンケートなどを通して、生徒の気持ちの変化を把握したり、心に寄り添ったりする。また、生徒の言葉の向こうにいる保護者との対話にもつながる。
 - ・ 「相談箱」を設置する等して、生徒が日頃の悩みや相談したいことを直接伝えら

れる工夫をする。

イ 相談体制の充実

- ・ 生徒や保護者がいつでも安心して相談できるように校内相談窓口を設け、生徒や保護者に周知する。その際、相談場所を確保したり、保護者からの相談の受付担当を学級担任以外の職員が行う等、学校の実情に応じて工夫する。
- ・ 学校生活支援委員長が、通信などを生徒や保護者向けに発行し、教育相談窓口の周知やスクールカウンセラーの紹介、心身の調整に関する啓発等を行うことも心がける。
- ・ 面接週間や月に一度の教育相談日を位置づけ、普段から話しやすい職員集団づくりをめざす。また毎朝の職員朝会を設定したりするなどして生徒の様子を毎日職員間で共有し、すぐに対応や面接ができるようにする。
- ・ 相談カードを用いて、時間と相談したい教員を児童生徒が決め、担任や相談係に提出し、時間と場所を決めて相談するような工夫をする。(信州大学臨床心理科大学院生が教育実習にて実施)
- ・ いじめの可能性を発見したり、情報を得たりした職員が一人で抱え込むことなく、全職員と情報を共有し、適切に判断するための「報告・連絡・相談」の体制を明らかにしておく。

ウ アンケート調査の活用

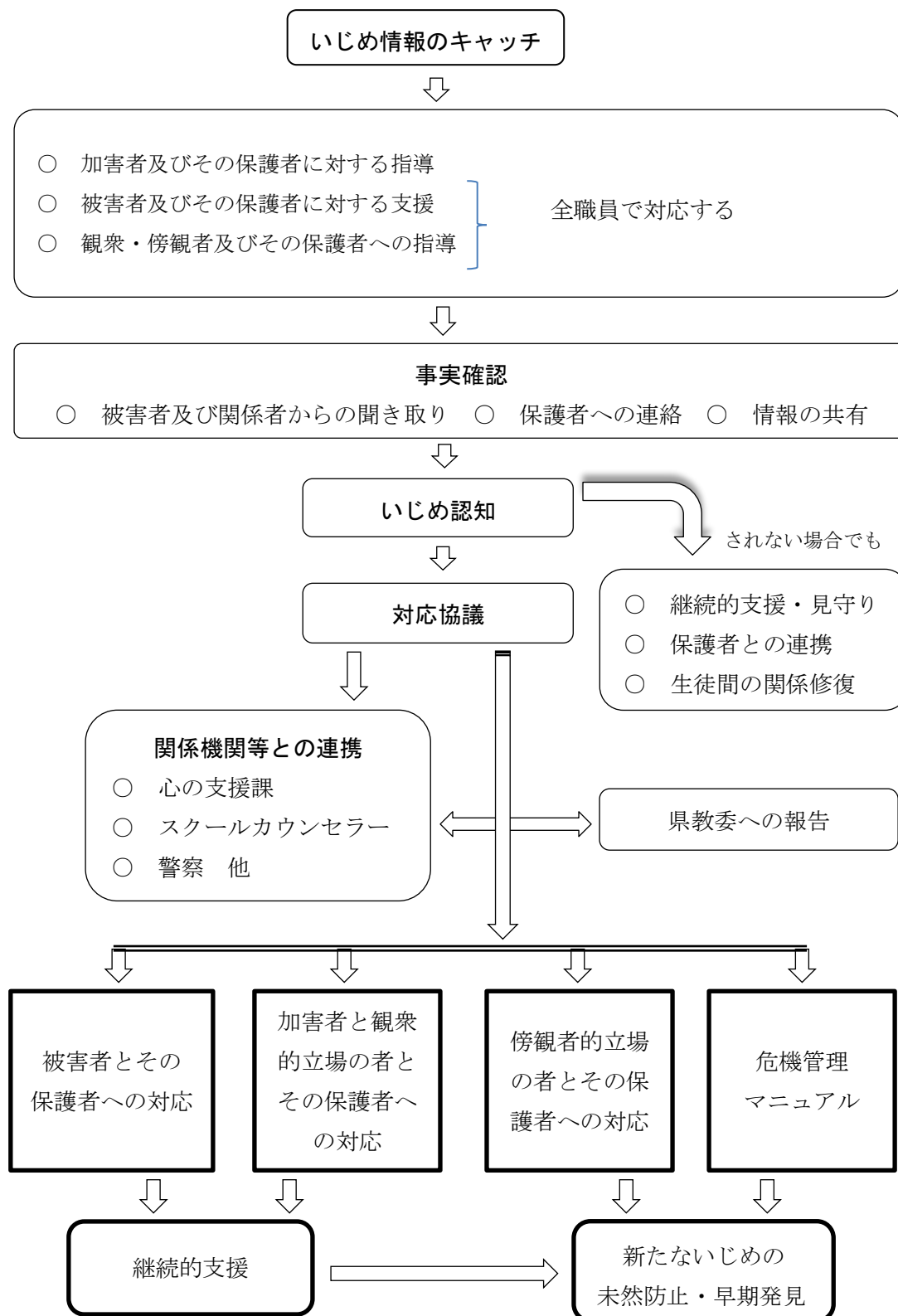
- ・ 年間に数回、あるいは状況に応じて「学校生活アンケート」「いじめアンケート」を実施し、生徒理解のデータとして職員間で情報を共有したり、生徒と相談を行ったりする。
- ・ 毎月簡易アンケートを行い、短い期間での児童生徒の生活や心の変化をとらえてその要因を探ったり、面談を行ったりすることも有効。
- ・ アセス(学校環境適応感尺度)等を用いて、生徒一人一人の学校生活満足度や意欲、社会性、家庭内状況等について現状を把握し、学級経営や見守りたい生徒との面談に生かす。
- ・ 家庭に対してアンケートやチェックリストを活用するなどして早期発見のための協力を得る。

③ 学校の取り組みに対する評価

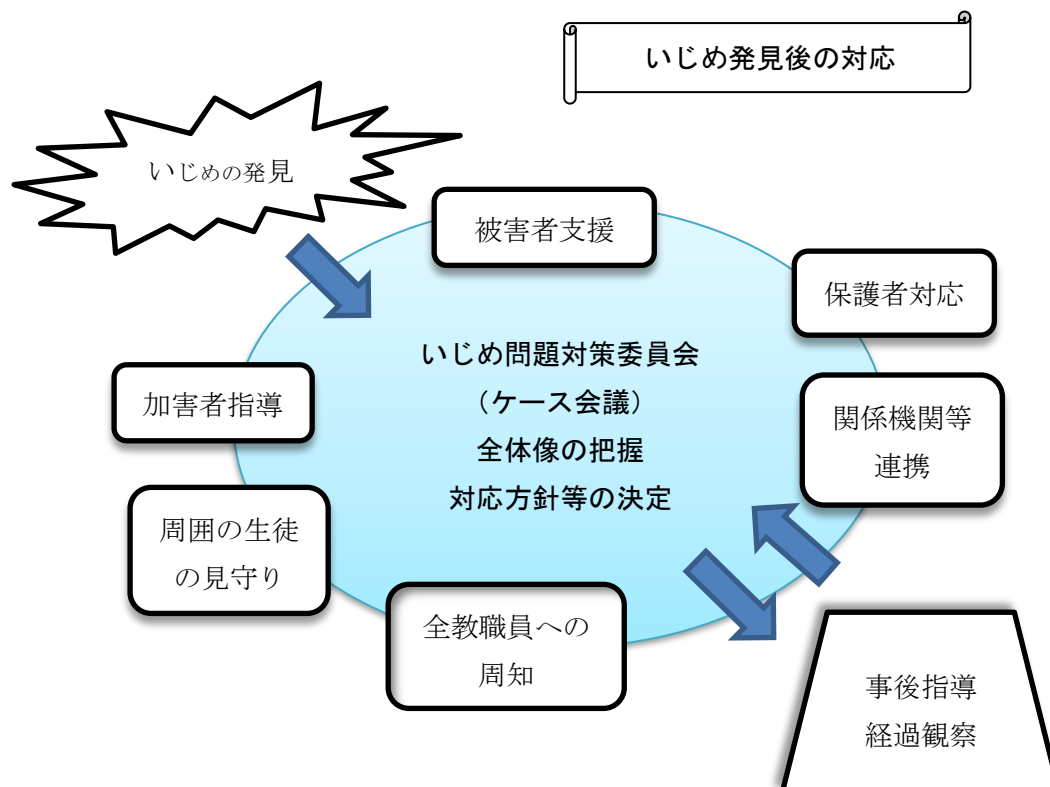
- ・ 「いじめアンケート」を無記名で行い、学校の状況を客観的に把握する。
- ・ 9月に「学校生活アンケート」を行い、児童生徒や保護者の意識を把握する。
- ・ 定期的開催される「学校評議員会」にて評価を仰ぎ改善の指針とする。
- ・ 2月に学校の取り組みに関して外部評価をいただき反省の材料としていく。
- ・ 年度間のいじめ認知件数の推移や上記データをもとに、いじめ未然防止・早期発見の取組を検証し、以降の取組に生かす。
- ・ 評価したものを家庭や地域に公表する。

(2) いじめが起きた時の対応

いじめ対応マニュアルの充実と視点



- ① 「いじめ問題対策委員会」(生活支援委員会)の開催
- 問題対応のためのケース会議の開催
校長の指導方針の下、教頭、生活指導係主任、クラス担任、が中心となり、他職員及びスクールカウンセラー等事案に応じて柔軟に編成する。



- ② 多方面からの情報収集による全体像の把握
- 関係者や周囲からの聞き取りによる事実確認**
被害者の話をもとに、加害者、周囲の生徒、関わりのある教職員、保護者から、聞き取りや記録などを元に「何があったのか」を情報収集する。
 - いじめの全体像を把握し、対応方針や指導計画等の決定**
聞き取った情報(発生日時、発生場所、内容等)を一元化し、「いじめの背景」「生徒の心理」等を含むいじめの全体像を把握してから、これに基づきケース会議で具体的な対応方針や指導計画等を決定する。
被害者への支援、加害者や周囲の生徒への指導、保護者への対応、関係機関や地域との連携を、いつ、だれがどのように行うか決定し、全職員に周知する。
- ③ いじめられた生徒・保護者への支援
- 「あなたは決して悪くない」というメッセージとともに、「必ず守り通す」ことを伝え、うたえで気持ちに寄り添った親身な支援をする。

- ・安心して学習やその他の活動に取り組める環境を整える配慮を行う。(一時的に保健室や別室での学習、いじめた生徒を別室で指導、出席停止制度活用の判断)

④ いじめた生徒への指導・保護者への助言

- ・いじめを完全にやめさせ、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度で指導する。
- ・問題の解決を急ぐあまり、形式的に謝罪をさせたりすることなく、自分自身の行為を振り返り、心に落ちるような指導を行う。
- ・いじめた生徒の背景にも目を向け、健全な人格の成長ができるようにする。

⑤ いじめが起きた集団への指導

- ・いじめを見ていた、知っていた生徒には自分の問題としてとらえさせ、誰かに伝える勇気も必要なことを指導する。
- ・はやしたてたり同調していた生徒には、行為に加担するものであることを理解させる。
- ・集団全体が「いじめをなくしていこう」という態度を養えるよう指導する。

(3) ネット上のいじめへの対応

生徒の携帯電話、スマートフォン等と所持率増加に伴い、インターネットを介した誹謗中傷、名誉棄損や人権侵害などの発生のリスクが高まっていることを認識し、学校や教職員は自ら研修を行う等して情報末端機器の特性を理解するように努める。

- ・未然防止の観点から生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対しても生徒配布資料や講演会等のお知らせ、パンフレット等を利用し啓発する。
- ・生徒間の情報に注意したり、県教育委員会のネットパトロールなどを利用し、ネット上のいじめの早期発見に努める。
- ・不適切な書き込みについては、被害拡大を避けるために直ちに削除の措置を講じるなど、適切に対処する。

【ネット上のいじめへの対応手順】フロー

《「ネット上のいじめ」の発見／生徒・保護者等からの相談》

学校では生徒の様子の変化を観察し、いじめの兆候を見逃さないように心がけるとともに、生徒や家庭からの相談がしやすいように相談窓口を周知しておく。

《対応チームの編成》

学校長を中心とする対応チームを編成し、指導方針や役割分担を確認する。

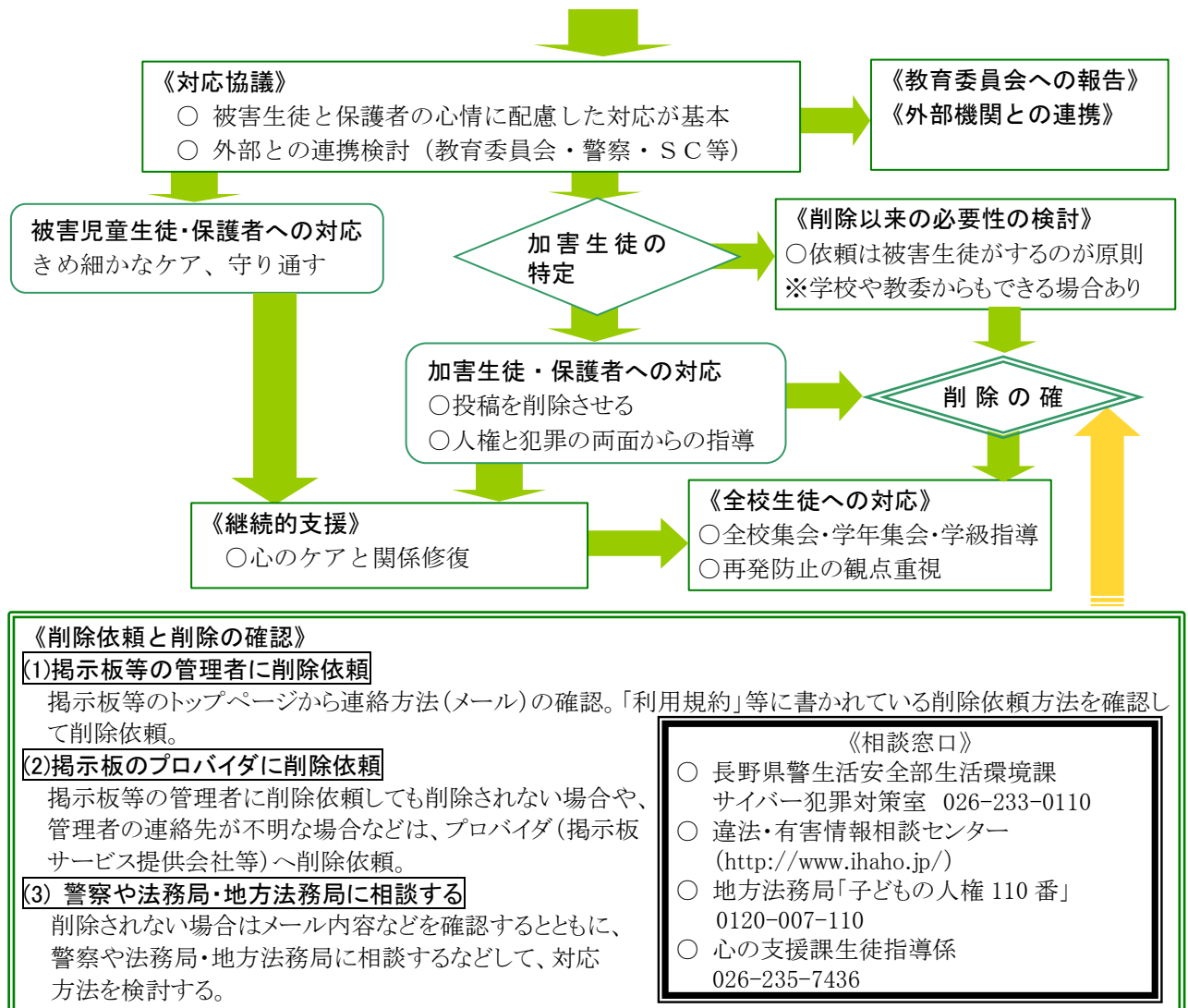
《事実確認と実態把握》

○ 被害生徒とその保護者の了解のもと、以下の確認をする。

- ① 証拠の保全、② 発見までの経緯、③ 投稿者の心当たり、④ 他の生徒の認知状況

◇書き込み内容の確認と保存

書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存する。掲示板等の中には、パソコンから見るできないものも多いため、携帯電話から掲示板等にアクセスする必要がある。また、携帯電話での誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。



(4) 関係機関との連携

- ・定期的に開催される「生徒指導委員会」等の場において学校の取り組みを共通理解、情報交換の機会とする。
- ・警察と学校と日常的な連携のための窓口交換をする。
- ・戸隠地区自治協議会の「青少年育成委員会」の会合、行事等に生徒が積極的に参加できるよう計画をたてる。特に「人権を考えるつどい」への人権標語・作文の応募のための取り組みを行い、地域の方々と共に人権について考える機会とする。

(5) 重大事態発生時の対応

重大事態発生時には、いじめられた生徒や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

《重大事態とは》

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ 「いじめにより」とは、上記の児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

※ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば、「児童生徒が自殺を企図した場合」、「身体に重大な傷害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」などのケースが想定される。

※ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

① 報告

重大事態が発生した場合は速やかに長野県教育委員会に報告する

② 初期対応

「学校危機管理マニュアル」にしたがって迅速かつ適正に対応する。

- ・ 事案発生直後には、まず、その基本的対応について教職員の共通理解を図る。
- ・ 速やかに「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を中核とした「危機対応チーム（危機管理委員会）」を立ち上げる。→全職員で対応
- ・ 関係生徒保護者へ迅速に連絡する。
- ・ 関係機関（消防・警察・教育委員会等）への緊急連絡と支援の要請を行う。

③ 事実関係を明確にするための調査を行う

長野県教育委員会は速やかに組織を設け、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

ア 調査委員会の設置

学校は速やかに県教育委員会に報告し、当該重大事態に応じて、学校又は県教育委員会が調査委員会を設置する。

- ・ 「調査委員会設置要綱」を設け、「目的」「組織」等を規定したうえで設置する。
- ・ 調査の母体は、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」として、事態の性質に応じて専門家を加える。
- ・ その際、県教育委員会から必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を受けながら進める。

イ 組織の構成

- ・ 公平性・中立性・客観性を確保するため、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図る。

（長野県教育委員会「いじめを背景とする重大事件・事故発生時の対応と『調査委員会』の設置について」参照）

④ 調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、すすんで資料提供・調査協力をするなど調査に全面的に協力する。また、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

ア いじめられた生徒からの聴き取り

- ・ いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、十分な聴き取りを行うとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- ・ いじめ行為を完全に止め、いじめられた児童生徒の事情や心情に配慮した上で、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

イ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・ 生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ 調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

⑤ 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。調査では、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「国の基本方針」の留意事項に十分配慮したうえで、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）、「児童生徒の自殺が発生した場合の背景調査の初期手順について」（県教育委員会）を参考として実施する。

⑥ 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

- ・ いじめられた生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過を知らせておく。
- ・ 他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・ 質問紙調査等により得られた結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

イ 調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会に報告する。

いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

⑦ その他の留意事項

重大事態が発生した場合、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。そのため、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校

生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(6) いじめ防止等の取組の年間計画

- ・4月～3月 毎週金曜日「総合的な学習の時間」
地域の方との交流、全校縦割りの講座編成、体験的な学習、社会経験等を通年活動として行う
- ・年数回の全体会において、人権やいじめ等についての話を盛り込む
- ・戸隠保小中高連携打ち合わせ会議（4月、5月、7月、9月、12月、1月）
- ・戸隠コミュニティースクール運営委員会（11月、3月）
- ・とがくしっ子応援団事務局会議（4月、6月、8月、10月、11月、1月、3月）
- ・4月後半 3年広島修学旅行 命の大切さ等を学ぶ
- ・4月中旬 個人懇談 早期発見の機会とする
- ・5月 性被害防止講話
- ・5月 PTA総会で保護者に向けて人権やいじめ防止等の話を盛り込む
- ・5月 ネット安全講話
- ・6月 アセスの活用 生徒の学校生活適応の様子を知り支援の機会とする
- ・6月 こころの健康講話
- ・7月上旬 家庭訪問週間 早期発見の機会とする
- ・9月 校内生活体験発表会に向けた取り組み 今まで辛かった自分の経験、普段考えていること、学校で学ぶという事、仲間と支え合う事などを、作文として取り組むことを通じ、発表しあい、お互いを認め合う機会とする
- ・9月 授業アンケート、学校生活アンケートの実施
- ・9月下旬 戸隠中学校文化祭参加 異年齢間交流
- ・10月 戸隠地区住民運動会参加 異年齢間交流
- ・10月下旬 保護者懇談会 早期発見の機会とする
- ・11月上旬 分校強歩大会小学生参加 異年齢間交流
- ・11月 戸隠地区子どもフェスティバルへの参加 異年齢との交流
- ・11月 戸隠地区住民自治大会参加 戸隠分校の取り組みを地域へ発表
- ・12月 アセスの活用 生徒の学校生活適応の様子を知り支援の機会とする
- ・12月 戸隠保育園実習 異年齢間交流
- ・12月 人権教育週間 人権新聞の発行、感想文の取り組み
- ・12月～1月 戸隠地区「人権のつどい」応募のための標語、作文の取り組み
- ・1月下旬 戸隠「人権のつどい」生徒参加、保護者への参加ご案内
- ・2月上旬 学校評価（いじめに対する取り組み含む）外部アンケート実施

